

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月29日
【事業年度】	第22期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社CARTA HOLDINGS
【英訳名】	CARTA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 宇佐美 進典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ15階
【電話番号】	03-4577-1453
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永岡 英則
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ15階
【電話番号】	03-4577-1453
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永岡 英則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年12月	2020年12月
売上高 (百万円)	20,841	25,895	28,518	26,158	22,487
経常利益 (百万円)	1,246	1,861	1,431	3,812	3,335
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	731	1,161	1,117	2,139	1,781
包括利益 (百万円)	494	1,684	1,212	2,323	1,627
純資産額 (百万円)	6,332	8,113	8,777	23,720	24,553
総資産額 (百万円)	12,537	15,775	16,794	50,621	49,259
1株当たり純資産額 (円)	520.94	644.62	717.22	921.43	967.47
1株当たり当期純利益金額 (円)	61.82	96.90	93.58	94.29	70.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	59.21	93.53	91.65	93.59	70.21
自己資本比率 (%)	49.3	49.8	50.8	46.3	49.5
自己資本利益率 (%)	12.0	16.6	13.6	13.4	7.5
株価収益率 (倍)	15.59	14.82	16.67	12.40	17.82
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	829	3,184	602	5,901	2,013
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,145	1,002	200	3,986	66
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	701	105	568	548	892
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,111	5,445	5,679	14,546	15,600
従業員数 (人)	291	317	336	1,149	1,222
(外、平均臨時雇用者数)	(61)	(79)	(93)	(136)	(135)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 第21期は、決算期変更により2018年10月1日から2019年12月31日までの15ヶ月間となっております。
4. 当社は、2019年1月1日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社サイバー・コミュニケーションズ(以下「CCI」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたしました。本株式交換は、企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、CCIが取得企業となるため、株式交換直前の当社の連結財務諸表上の資産・負債を時価評価した上で、CCIの貸借対照表に引き継いでおります。また、第21期の連結業績は、CCIの2018年10月1日～2018年12月31日の3ヶ月分の業績に、株式交換後の当社の2019年1月1日～2019年12月31日の12ヶ月分の連結業績を合算した金額となっております。このため、第20期以前の連結財務諸表との間には連続性がなくなっております。この影響で第21期の各計数は、前連結会計年度と比較して大幅に変動しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第21期の期首から収益認識会計基準等を適用しております。なお、累積的影響額を期首剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第21期の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年12月	2020年12月
売上高及び営業収益 (百万円)	3,493	3,054	3,319	1,292	3,094
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,740	497	105	140	2,641
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	1,725	525	10	125	2,630
資本金 (百万円)	1,000	1,059	1,073	1,096	1,111
発行済株式総数 (株)	11,953,100	12,293,300	11,890,346	25,444,052	25,496,852
純資産額 (百万円)	4,270	5,321	4,737	11,719	13,711
総資産額 (百万円)	10,073	14,106	13,831	18,285	19,931
1株当たり純資産額 (円)	360.27	436.35	398.23	460.32	543.90
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	10.00 (-)	15.00 (-)	15.00 (-)	16.00 (8.00)	48.00 (8.00)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	145.81	43.85	0.85	5.55	104.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	139.64	42.32	-	5.51	103.69
自己資本比率 (%)	42.4	37.7	34.2	64.1	68.8
自己資本利益率 (%)	47.0	11.0	-	1.5	20.7
株価収益率 (倍)	6.61	32.75	-	210.68	12.07
配当性向 (%)	6.9	34.2	-	2.9	46.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	114 (31)	103 (28)	121 (22)	5 (-)	17 (-)
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	43.4 (6.3)	15.2 (18.7)	7.1 (28.8)	28.8 (22.0)	20.9 (27.9)
最高株価 (円)	2,033	2,899	1,625	1,755	1,451
最低株価 (円)	903	816	1,121	899	662

- (注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第20期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第20期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第20期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第21期は、決算期変更により2018年10月1日から2019年12月31日までの15ヶ月間となっております。
8. 第21期の経営指標等の大幅な変動は、2019年1月1日付で持株会社体制へ移行したことによるものです。また、従来「売上高」としておりました表記を「売上高及び営業収益」に変更しております。
9. 第22期の1株当たり配当額48円には、当社株式上場再承認の記念配当15円を含んでおります。
10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、第21期の期首から収益認識会計基準等を適用しております。なお、累積的影響額を期首剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。
11. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第21期の期首から適用しており、第20期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

1996年6月	(株)電通(現(株)電通グループ)とソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))の共同事業として(株)サイバー・コミュニケーションズを設立、インターネット広告及び関連事業を開始
1999年10月	インターネット関連事業を目的として(株)アクシブドットコムを設立
1999年11月	(株)アクシブドットコムが懸賞情報サイト「MyID」のサービスを開始
2000年4月	(株)サイバー・コミュニケーションズが大阪支社を設立
2000年9月	(株)サイバー・コミュニケーションズが大阪証券取引所ヘラクレス市場(現:新ジャスダック市場)上場
2001年9月	(株)アクシブドットコムが(株)サイバーエージェントの連結対象子会社となる
2003年10月	(株)サイバー・コミュニケーションズが東京証券取引所マザーズ市場へ市場変更(大阪証券取引所ヘラクレス市場は2004年上場廃止)
2004年7月	(株)アクシブドットコムが「MyID」をリニューアルし価格比較サイト「ECナビ」のサービスを開始
2005年10月	(株)アクシブドットコムが商号を(株)ECナビへ変更
2006年1月	(株)サイバー・コミュニケーションズがアドネットワーク「ADJUST」を構築
2006年3月	(株)サイバー・コミュニケーションズが九州支社を設立
2006年4月	(株)サイバー・コミュニケーションズが中部支社を設立
2007年1月	(株)ECナビがポイント交換サイト「PeX」を運営する子会社として(株)PeX(現(株)VOYAGE MARKETING)を設立
2008年6月	(株)ECナビが検索連動型広告の導入支援事業を運営する子会社として(株)adingo(現(株)fluct)を設立
2009年7月	(株)サイバー・コミュニケーションズが(株)電通(現(株)電通グループ)の完全子会社化に伴い、東証マザーズから上場廃止
2010年10月	(株)adingo(現(株)fluct)がインターネットメディアの広告収益最大化を支援するSSP「fluct」のサービスを開始
2011年4月	(株)ECナビがモバイル・スマートフォン向け広告事業を運営する子会社として(株)Zucksを設立
2011年10月	(株)ECナビが商号を(株)VOYAGE GROUPへ変更
2012年6月	ポラリス第二号投資事業有限責任組合が(株)サイバーエージェントより(株)VOYAGE GROUPの株式を取得し、(株)VOYAGE GROUPが(株)サイバーエージェントの連結対象子会社から外れる
2012年6月	(株)サイバー・コミュニケーションズがオンラインアドエクスチェンジ事業を開始
2013年3月	(株)VOYAGE GROUPが運営する「ECナビ」を価格比較サイトからポイントサイトへと転換
2014年7月	(株)VOYAGE GROUPが東京証券取引所マザーズ市場 上場
2015年9月	(株)VOYAGE GROUPが東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2017年2月	(株)サイバー・コミュニケーションズがADJUSTを「BeyondXシリーズ」として名称変更及びサービス刷新
2019年1月	(株)VOYAGE GROUPと(株)サイバー・コミュニケーションズが経営統合両社の純粋持株会社として(株)CARTA HOLDINGSを発足
2019年5月	(株)CARTA HOLDINGSが、東京都渋谷区道玄坂に本社移転

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株）CARTA HOLDINGS）、当社の親会社（株）電通グループ）、連結子会社24社、非連結子会社3社及び持分法適用関連会社9社で構成され、メディアレップを中心に広告枠の販売及びソリューションを提供する「パートナーセールス事業」、広告配信プラットフォームを運営する「アドプラットフォーム事業」、自社メディアの企画・運営やHR領域・EC領域での新規事業を手がける「コンシューマー事業」の3つの事業を展開しております。

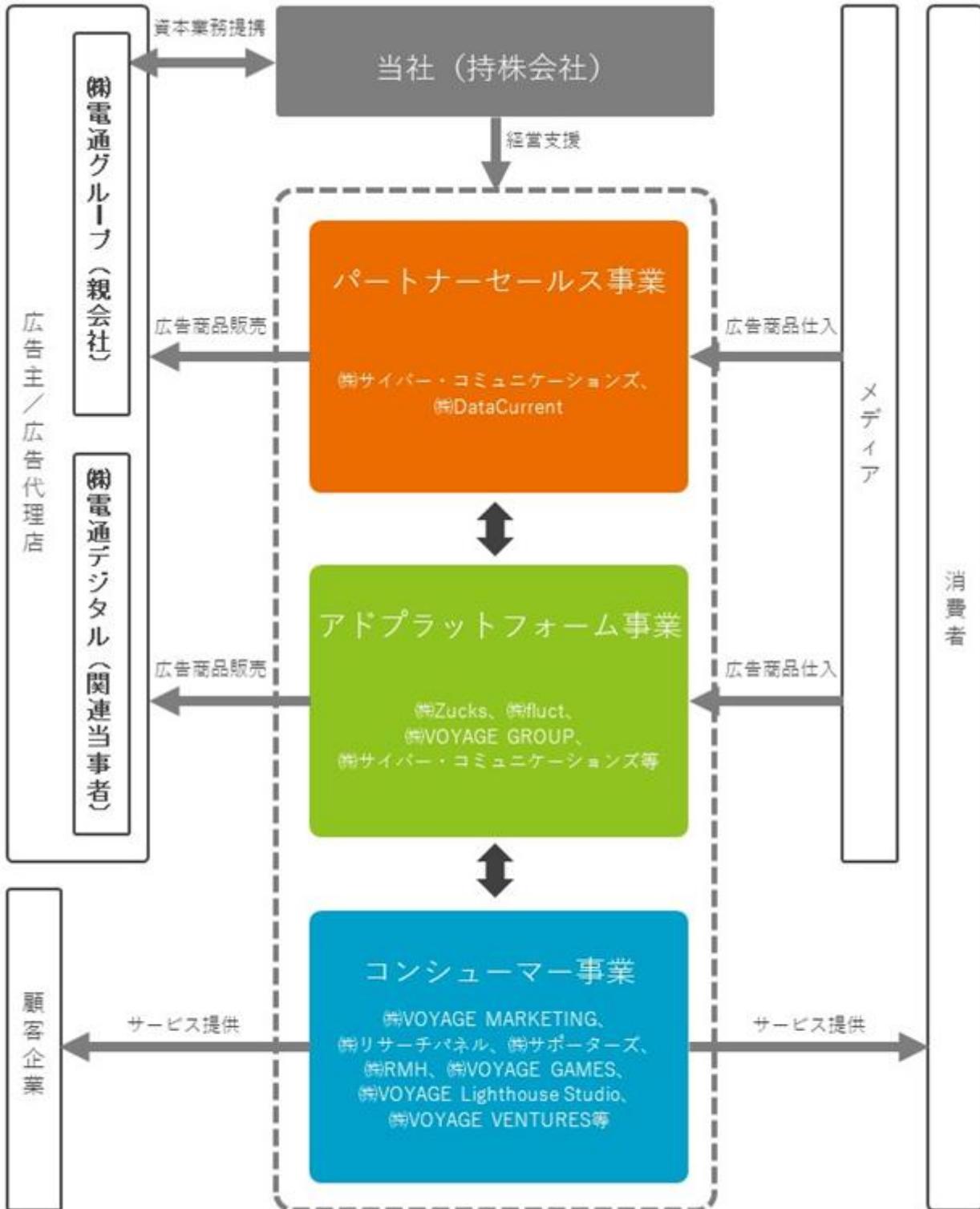
また、当社グループは親会社の子会社である（株）電通デジタル（関連当事者）と継続的な事業上の取引を行っております。取引の内容は、主にパートナーセールス事業において（株）電通デジタルに対する広告商品の販売を行っております。

セグメント	事業内容	主要サービス または主要事業領域	主要な事業主体
パートナーセールス事業	メディアレップを中心に広告商品の販売及びソリューションの提供	<ul style="list-style-type: none"> メディアリクルーティングから運用オペレーション、効果分析等、マーケティング活動に必要な機能を広告主・広告会社向けに提供 媒体社の収益最大化に向けた広告商品開発、コンテンツ開発及び各種業務支援並びに媒体社の課題解決に向けたソリューション、サービスの提供 最適な基盤システムの構築、機械学習や深層学習を活用したデータ解析データを活用したマーケティング施策の推進 	(株)サイバー・コミュニケーションズ (株)DataCurrent
アドプラットフォーム事業	広告配信プラットフォームの運営	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンス広告主向けアドプラットフォーム「Zucks」 ブランド広告主向けアドプラットフォーム「PORTO」 メディア向けアドプラットフォーム「fluct」 広告在庫資産運用サービス「BeyondX IPM」 	(株)Zucks (株)VOYAGE GROUP (株)fluct (株)サイバー・コミュニケーションズ
コンシューマー事業	自社メディアの企画・運営 HR領域・EC領域での新規事業 投資事業	<ul style="list-style-type: none"> ポイントを活用した自社メディアの運営 ポイントを活用した企業向けマーケティングソリューション事業 新卒採用支援事業を行うHR領域 通販化粧品企画・ダイレクト販売を行うEC領域 海外ゲームタイトルの国内向けマーケティングプロモーションを行うゲームパブリッシング事業 ゲーム攻略情報メディアの運営 ベンチャー企業への投資事業 	(株)VOYAGE MARKETING (株)リサーチパネル (株)サポーターズ (株)RMH (株)VOYAGE GAMES (株)VOYAGE Lighthouse Studio (株)VOYAGE VENTURES

(注) (株)電通は、2020年1月1日付で(株)電通グループに商号変更しております。

〔事業系統図〕

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



（注）（株）電通は、2020年1月1日付で（株）電通グループに商号変更しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) ㈱電通グループ (注)2、3	東京都港区	74,609	持株会社	被所有 53.35	役員の兼任
(連結子会社) ㈱サイバー・コミュニケーションズ (注)4、6	東京都中央区	490	パートナーセールス事業	所有 100.0	役員の兼任
㈱VOYAGE GROUP (注)4	東京都渋谷区	10	持株会社	100.0	役員の兼任 事務所の賃貸借
㈱Zucks (注)5、6	東京都渋谷区	20	アドプラットフォーム事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
㈱fluct (注)5	東京都渋谷区	25	アドプラットフォーム事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
㈱VOYAGE MARKETING (注)5、6	東京都渋谷区	99	コンシューマー事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
その他19社					
(持分法適用関連会社)					
㈱ドゥ・ハウス (注)5	東京都港区	437	-	21.8 (21.8)	-
㈱メディア・ヴァーグ (注)5	東京都世田谷区	75	-	26.7 (26.7)	-
その他7社					

(注)1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. ㈱電通は、2020年1月1日付で㈱電通グループに商号を変更しております。

3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 特定子会社に該当しております。

5. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

6. ㈱サイバー・コミュニケーションズ、㈱Zucks、㈱VOYAGE MARKETING、については、売上高の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

㈱サイバー・コミュニケーションズ

主要な損益情報等	(1) 売上高	9,810百万円
	(2) 経常利益	1,494百万円
	(3) 当期純利益	795百万円
	(4) 純資産額	9,876百万円
	(5) 総資産額	26,481百万円

㈱Zucks

主要な損益情報等	(1) 売上高	3,774百万円
	(2) 経常利益	1,688百万円
	(3) 当期純利益	1,092百万円
	(4) 純資産額	1,964百万円
	(5) 総資産額	3,931百万円

㈱VOYAGE MARKETING

主要な損益情報等	(1) 売上高	3,659百万円
	(2) 経常利益	317百万円
	(3) 当期純利益	217百万円
	(4) 純資産額	565百万円
	(5) 総資産額	4,716百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
パートナーセールス事業	611 (14)
アドプラットフォーム事業	299 (20)
コンシューマー事業	135 (70)
全社(共通)	177 (31)
合計	1,222 (135)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度よりセグメント毎の従業員数の集計方法を変更しております。この影響で、各セグメント毎の従業員数が前連結会計年度末と比較して大きく変動しております。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
17 (-)	43.9	13.0	9

セグメントの名称	従業員数(人)
パートナーセールス事業	- (-)
アドプラットフォーム事業	- (-)
コンシューマー事業	- (-)
全社(共通)	17 (-)
合計	17 (-)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社では2019年2月14日に公表した、2019年から2022年までの4ヶ年の中期経営計画「CARTA 2022」において、重点的な取り組みとして、事業シナジーの推進による収益力の強化、電通グループとの協業推進による競争優位性の構築及び新しい収益機会の追求、経営基盤の強化による生産性の向上を掲げております。また、成長戦略としては、既存事業の成長、M&Aや投資による成長、新領域への挑戦と位置づけております。中期経営計画の初年度となる前連結会計年度及び2年目となる当連結会計年度の業績は、それぞれ当初の計画を上回る実績となり、順調に進捗しております。

中期経営計画の3年目となる次期連結会計年度においても、引き続き上記の重点的な取り組みや成長戦略を推し進めていくとともに、当社グループの有する豊富な経営資源をさらに有効活用するべく、ホールディングス経営の推進に取り組んでまいります。また、中期経営計画「CARTA 2022」において、2022年の経営目標として売上高指標、利益指標、資本効率性指標の3つの指標を設定しておりましたが、このうち売上高指標については事業構成の変化により実態にそぐわなくなったことからこれを除外し、新たに株主還元指標としてDOE（自己資本配当率）を追加いたしました。引き続き積極的な事業投資による利益成長を最優先にしながらも、株主還元の拡充による資本効率の向上を図ってまいります。

2022年 経営目標

利益指標	: EBITDA 60億円
資本効率性指標	: ROE 12%
株主還元指標	: DOE 5%

中期経営計画の後半の二年間をさらに充実させ、2022年の経営目標を確実に達成し、さらにその後も持続的な利益成長を実現していくためにも、2022年1月へ向けてグループ経営構造の変革に取り組んでまいります。

グループ再編によるリソース配分の最適化と意思決定の迅速化

様々な事業を展開している当社グループにとって、個々の事業への資源配分を常に最適に行うこと、特に人財の最適配置が重要であり、これを実現すること、また、個々の事業において素早く的確な意思決定を可能とする体制を目指してまいります。

経営体制の見直しによるコーポレートガバナンスの強化

経営の監督と執行を明確に分離することで、スピーディーで効率的な事業執行を実現する一方で、適切なリスクコントロールと成長性/収益性の実現を監督するガバナンス体制を構築してまいります。

三位一体経営の推進

当社グループが今後も持続的に発展していくためには、株主・従業員・経営陣が利害を共通にして、企業価値向上へと一致団結して進んでいくことが重要となります。そのために、役員・従業員にも、株式報酬や従業員持株会の拡充などを通じた株式保有を推進してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループは、持株会社である㈱CARTA HOLDINGSがグループ会社を統括して管理する一方、グループ会社が、国内外において多岐にわたる事業を展開しております。これらの企業活動の遂行には様々なリスクを伴います。当連結会計年度末現在において、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主なリスクは以下のとおりであります。なお、これらは当社グループで発生し得る全てのリスクを網羅しているものではありません。また、将来に関する事項については別段の記載のない限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

市場動向に関するリスク

当社グループは、主にインターネット関連市場において、国内外で多様なサービスを提供しております。インターネットのさらなる普及及び利用拡大、企業の経済活動におけるインターネット利用の増加等の傾向は今後も継続していくものと考えておりますが、インターネット関連市場の成長が阻害されるような状況が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループでは、インターネット広告等に係る売上高が一定の比率を占めておりますが、インターネット広告は市場の変化や景気動向の変動により広告主が出稿を増減する傾向にあり、そのような外部環境の変動により当初想定していた収益を確保することができず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、「ブランドセーフティ」（広告掲載先の品質確保による広告主ブランドの安全性）への懸念等、市場拡大が阻害されるような要因が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。そのため、当社グループでは、顧客や利用者にとって付加価値の高いサービスやプロダクトを提供するべく、継続的に改善を重ね、顧客及び利用者の維持拡大に努めております。

競合に関するリスク

インターネットの利用者数の増加に後押しされ、多くの企業がインターネット関連事業に参入し、商品カテゴリーやサービス形態も多岐にわたっております。そのため、当社グループでは、常に競合を意識し、既存サービスにおける新たな機能の追加、新規サービスの開発等を実施しております。しかしながら、これらの取り組みが予測通りの成果をあげられない可能性や、画期的なサービスを展開する競合他社の出現、その他の競合等の結果、当社グループの売上高が低下する可能性があるほか、サービス価格の低下や利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる可能性もあり、かかる場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法規制に関するリスク

当社グループの事業は様々な法規制の影響を受けております。特に、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「消費者契約法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「職業安定法」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を受けております。こうした法令の制定や改正、監督官庁による許認可の取消又は処分、新たなガイドラインや自主的ルールの新設又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、または既存の規制が強化された場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。そのため、当社グループでは、各種法令を順守するとともに、関係各所と協力して、法規制や法改正の動向に注意し、様々な施策や啓発活動等を実施しております。

親会社に関するリスク

当社は、親会社である㈱電通グループとの間で2018年10月31日付で資本業務提携契約を締結し、同契約に基づき、親会社グループ各社との間で良好な関係を築き、事業シナジーを最大化させるべく様々な施策に取り組んでおります。しかしながら、親会社グループ各社の事業戦略方針の変更、事後的に発生した想定外の事象や環境の変化等により、当初期待した効果が得られない可能性がある他、将来、何らかの事由により資本業務提携が終了する可能性があります。かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

特定取引先への依存に関するリスク

パートナーセールス事業において、㈱電通グループの関係会社への売上高が相対的に高い割合を占めております。今後何らかの理由により同社グループとの取引量や取引条件等に变化があった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

パートナーセールス事業に関するリスク

当社グループにおけるパートナーセールス事業では、媒体社と広告会社・広告主間での取引を仲介して広告枠を売買しております。近年、予約型広告から運用型広告へのシフトや生活者のモバイルシフトが進行しており、インターネット広告取引が高度化・複雑化しております。そのため、当社グループでは、成長市場である運用型広告関連における収益源の多様化、高付加価値化を進めていくことで成長を図っております。しかしながら、このような環境下で、広告会社・広告主のニーズに応えたプランニングが出来ない場合や適切な広告掲載が出来ないような場合には、取引先の喪失や取引量の減少をもたらす、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、主要媒体社からの仕入取引が継続されない場合や取引条件等が変更された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

アドプラットフォーム事業に関するリスク

国内のインターネット広告市場の中でも成長領域である運用型広告において、GAFaを代表とするメガプラットフォームの影響力が拡大しております。そのため、当社グループでは、メディア支援サービス領域において当該事業者等のプロダクトをパートナーとして取り扱うことや、電通グループとの連携によるテレビ広告市場のDX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを行うなど、メガプラットフォームと競合しない領域での事業展開を推し進めております。しかしながら、当該事業者の事業戦略方針の変更等により、当社グループの事業の競争力が著しく低下する場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが取り扱うインターネット広告市場では、広告の表示方法や販売手法など広告の効果を向上させるための様々な取り組みや技術の導入が行われております。そのため、当社グループでは、広告配信システムの改善、新たな機能の追加などを行うことにより、競争力の維持・強化に努めております。しかしながら、OSやブラウザ等における技術仕様やガイドラインの変更、CookieやIDFA等の利用の制限、インターネット広告における新たな手法や技術の出現等により、何らかの制約が生じた場合、当社グループが提供している広告配信システムの競争力が低下することにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループでは、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示及び法令や公序良俗に反するコンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信に対して、独自の基準を設け規制及び管理をしております。しかしながら、予期せぬ要因によりこれらの対応に不備が生じ、顧客への損害補填等が必要になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

EC事業に関するリスク

当社グループにおけるEC（電子商取引）事業では、関連法令を遵守し、商品管理体制や仕入先との契約締結を徹底しておりますが、商品に法令違反または瑕疵等があり、当該商品の安全性等に問題が生じた場合には、損害賠償責任等の発生や、信頼喪失等によって当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

投資事業に関するリスク

当社グループでは、事業方針に則り、インターネット関連の企業に対して投資を実施しております。これらの投資は、それぞれの投資先企業と当社グループとの事業上のシナジー効果等を期待して実行しておりますが、投資先企業の今後の業績の如何によっては、これらの投資が回収できなくなることや減損会計適用による評価損が発生することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

事業領域の拡大に関するリスク

当社グループは、多くの新しいサービスを創出し、新たな事業領域にスピード感をもって参入することにより事業成長を続けております。しかしながらこのような事業展開を実現するためには、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因でも、当社グループのリスク要因となる可能性があります。そして、新規事業の参入のため、新たな人材の採用、システムの購入や開発、営業体制の強化など追加的な投資が必要とされ、新規事業が安定的な収益を生み出すには長期的な時間が必要とされることがあります。

また、新規に参入した事業の市場拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げる事ができないことがあり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分や消却により損失が生じる可能性があります。かかる場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

M&Aに関するリスク

当社グループでは、M&A（企業買収等）を重要な成長戦略のひとつとして位置づけ、積極的に推進しております。M&Aに関する基本方針を定め、それに基づき収益性や成長性に加え資本コストの観点も考慮した上で対象企業を審査しております。加えて、特に広告領域における垂直統合戦略に合致する等、既存事業とのシナジーが期待できる案件についてはM&Aを積極的に検討し、当社グループと対象企業の事業運営ノウハウ等を融合することによって、より大きなシナジーを生み出すことに取り組んでおります。しかしながら、当初見込んだ効果が発揮されない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、M&Aの対象企業の財務内容、契約関係等について詳細な事前審査を行い十分にリスクを検討した上で決定しておりますが、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等、事前の調査で把握できなかった問題が生じた場合、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要が生じた場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

さらに、M&Aにより、当社グループが行っていなかった新たな事業が加わる際には、その事業固有のリスク要因が加わることとなります。

(3) 事業運営に関するリスク

コーポレート・ガバナンスに関するリスク

当社グループでは、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう体制を構築、整備、運用しております。また、取締役会内でも2名を独立社外取締役とし(さらに2021年3月に新たに1名を選任し、3名となっております)、経営の意思決定・業務執行の監督を強化しております。さらに、代表取締役社長直属の内部監査部門を設置し運営することにより、適法かつ適正なコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。しかしながら、コーポレート・ガバナンスが想定通りに機能せず、ガバナンス不全に陥った場合、また、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定経営者への依存及び人材確保に関するリスク

当社グループの事業においては、システムを構築及び維持する技術者のほか、各事業分野において専門性を有する人材が必要であり、今後とも業容拡大に応じて継続した人材の確保が必要であると考えており、人材採用と人材育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、今後、各事業分野及び地域における人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材の獲得が困難となる場合又は現在在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、代表取締役を含む役員、幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している役職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となるような事態が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ、通信ネットワークシステム及びシステムに関するリスク

当社グループでは、安全に安心して利用できるサービスを顧客及びユーザーに提供するため、情報セキュリティの向上に取り組んでおります。また、情報セキュリティにおける適切なリスク対応や事業継続性の向上、業務効率の改善に向けて、情報セキュリティマネジメントシステムISO27001の認証を取得しております。しかしながら、これらの取り組みが及ばず、自然災害や事故、アクセス増加等の一時的な過負荷、外部委託先の通信ネットワークに発生した障害、又は当社グループ、取引先、会員もしくはその他の利用者のハードウェアもしくはソフトウェアの欠陥等により、当社グループあるいはプロバイダのサーバが作動不能に陥り、正常なサービス提供等に支障が生じ又はシステムが停止する可能性があります。また、ウィルス、不正な手段による外部からのシステムへの侵入等の犯罪又は役職員の過誤等により、当社サービスのプログラムの書き換え、作動不能、当社サービスの不正な利用、重要なデータの消去又は不正入手等が発生する可能性もあります。サーバの作動不能や欠陥に起因する取引の停止等については、収益機会の喪失、当社グループのシステム自体への信頼性低下又は損害賠償請求等が生じる可能性のほか、監督官庁からの行政処分等を受ける場合があります。また、当社サービスの不正利用については、適切な求償先を求めることができない場合、当社グループの損害となります。かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

個人情報等の取り扱いに関するリスク

当社グループは「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱事業者として同法の適用を受けております。現在、当社グループの一部のサービス利用に当たっては会員登録を求めており、住所、氏名、性別、年齢等の利用者個人を特定できる情報を取得しております。これらの情報の管理について、当社グループは、プライバシー及び個人情報の保護に最大限の注意を払い、各サービスの事業内容に応じて法令及び行政機関又は事業者団体等が定めるガイドラインを遵守し、適切な情報管理を行っております。当社グループのうち、個人情報を取り扱う事業を運営している子会社においては、「プライバシーマーク」の認証を取得し、本書提出日においてこれを継続しております。しかしながら、ウィルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システムの瑕疵、役職員や提携事業者の過誤、自然災害などによる情報の外部流出の可能性は皆無とは言えず、これを理由に法的紛争に巻き込まれる可能性又は当社グループの信用が低下する可能性があります。かかる場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの事業においては、個人のプライバシー権を尊重しつつ、インターネットユーザーのCookie情報(注)や独自の識別子を用いた情報等を使用し、ユーザーに有益な広告及び情報等の提供を実現しております。しかし、今後は越境データに関する国際ルールの整備などに伴い、プライバシーを含めた個人情報の

取り扱いに関する法律等の変更が行われる可能性があり、かかる場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(注) Cookie情報とは、Webサイト提供者が、Webブラウザを通じて訪問者のPC等に一時的に書き込み保存させるデータのことをいいます。保存されたCookie情報を用いることで、同一のWebブラウザからの訪問であること、訪問日時、訪問回数、Webサイト内での行動履歴などを記録することができます。

知的財産権に関するリスク

当社グループは、インターネット業界における技術革新、知的財産権ビジネスの拡大等に伴い、知的財産権の保護に努めるとともに、当社グループの役職員による第三者の知的財産権の侵害が発生しないよう、啓蒙及び社内管理体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、不測の事態、あるいは何らかの不備により、当社グループが使用する技術・コンテンツ等が第三者の知的財産権等を侵害してしまい、その結果権利者より当該侵害を主張され、その防御又は紛争の解決のための費用又は損失が発生する可能性があります。また、将来当社グループによる特定のコンテンツ又はサービスの提供もしくは特定の技術の利用に制限が課せられ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自然災害及び有事に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電等の事故、昨今の新型コロナウイルス感染症等、広範囲な感染症の拡大、国際紛争等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を与える可能性があります。

また、当社グループの主要な事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、かかる場合当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しておりますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対応のために、大規模スポーツイベント等が通常通り開催されない状態になること、その他事業活動の制約や広告主による広告費用の削減等への影響が出るなど、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

当社は、2019年12月期より決算日を9月30日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日)と、比較対象となる前連結会計年度(2018年10月1日から2019年12月31日)の期間が異なるため、対前連結会計年度との比較については記載しておりません。

財政状態及び経営成績の状況

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場について、(株)電通の調べによれば、2019年のインターネット広告費は、運用型広告費の伸長や物販系ECプラットフォーム広告費の市場拡大により2兆1,048億円となりました。

運用型広告費は、1兆3,267億円(前年比115.2%)となり、大規模プラットフォームを中心に高成長となりました。また、マスコミ四媒体由来のデジタル広告費は、715億円(同122.9%)となり、マスコミ媒体社のデジタルトランスフォーメーションがさらに進んでおります。

こうした環境のもと当社グループでは、メディアレップを中心に広告の販売及びソリューションを提供する「パートナーセールス事業」、広告配信プラットフォームを運営する「アドプラットフォーム事業」、自社メディアの企画/運営、EC関連サービスの企画/運営、HR関連サービスの企画/運営等を展開する「コンシューマー事業」の3セグメントにおいて事業を展開してまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大により在宅勤務体制への移行や広告需要の減退等の影響を受けたものの、アドプラットフォーム事業が堅調に推移し、またコスト管理も徹底いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高22,487百万円、営業利益3,463百万円、経常利益3,335百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,781百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

(パートナーセールス事業)

パートナーセールス事業では、メディアレップを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供を行っております。予約型広告においては、メディアによる運用型広告へのシフトが加速するなか、既存メディアとの取り組みに加え、若年層メディアをはじめとした新興メディアの積極的な販売施策等を行いました。また、運用型広告においては、ターゲットに合わせた豊富なオーディエンスデータ活用や複数のDSP、アドエクスチェンジを活用した最適なトレーディングデスク体制の構築等、多角化する広告主ニーズへの対応の積極化ならびに「ブランドセーフティ(広告掲載先の品質確保による広告主ブランドの安全性)」の担保を目的としたソリューションベンダーとの連携を強化しました。

この結果、当連結会計年度におけるパートナーセールス事業の売上高は8,752百万円、セグメント利益は1,416百万円となりました。

(アドプラットフォーム事業)

アドプラットフォーム事業では、SSP「fluct」や広告主向けサービス「Zucks」、「BEYOND X」、ブランド広告向けアドプラットフォーム「PORTO」等の運営を行っております。「Zucks」においては、サービスや機能の拡充を進めるとともに顧客企業の需要を取り込み、堅調に推移いたしました。また、2020年5月にはテレビCMを簡単にネットで発注・制作・効果検証できる運用型テレビCMプラットフォーム「テレシー」の提供を開始し、2020年6月にはSNS・インフルエンサーマーケティング事業を展開する(株)KAIKETSUを連結子会社化いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるアドプラットフォーム事業の売上高は7,248百万円、セグメント利益は1,591百万円となりました。

(コンシューマー事業)

コンシューマー事業では、「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営に加え、EC領域、HR領域を強化領域として、中長期的に次の柱となる事業を生み出すべく積極的な投資を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるコンシューマー事業の売上高は6,494百万円、セグメント利益は454百万円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産の額は、前連結会計年度末より1,361百万円減少し、49,259百万円となりました。これは、主に売掛金及びのれんの減少によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債の額は、前連結会計年度末より2,195百万円減少し、24,705百万円となりました。これは、主に買掛金の減少によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の額は、前連結会計年度末より833百万円増加し、24,553百万円となりました。これは、主に自己株式の取得により減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、15,600百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは2,013百万円の増加となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは66百万円の増加となりました。主な要因は、投資有価証券の売却により資金が増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは892百万円の減少となりました。主な要因は、配当金の支払いと自己株式の取得による支出により資金が減少したものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社グループの事業内容は多岐にわたっており、受注生産形態をとらない事業も多いことから、セグメント別に生産の規模及び受注の規模を金額あるいは数量で示すことが馴染まないため、記載していません。

b. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
パートナーセールス事業(百万円)	8,752
アドプラットフォーム事業(百万円)	7,240
コンシューマー事業(百万円)	6,494
合計(百万円)	22,487

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 直近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
㈱電通デジタル	4,684	17.9	2,820	12.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における経営成績等の状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載してあります。

当連結会計年度の経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等の状況

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。また、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

また、2019年2月14日に公表した、2019年から2022年までの4ヶ年の中期経営計画「CARTA 2022」の初年度となる前連結会計年度及び2年目となる当連結会計年度の達成・進捗状況は以下のとおりです。

指標	前連結会計年度(注) (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	計画	実績	計画	実績
売上高(百万円)	22,800	22,927	26,300	22,487
EBITDA(百万円)	3,100	4,033	3,700	4,131

(注) 前連結会計年度の金額は、比較情報として12ヶ月換算した数値を記載しております。

売上高について、初年度は計画を上回ったものの、2年目は計画を下回っております。事業構成の実態が当初想定していたものから変わったことや、新型コロナウイルス感染拡大による広告需要の減退等の影響を受けたことによるものであります。

最重要指標であるEBITDAについては、初年度及び2年目ともに計画を大きく上回り達成となりました。これは主にアドプラットフォーム事業が、運用型広告市場の拡大やサービス・プロダクトの競争力強化を背景に、堅調に推移したことによるものであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況につきましては、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資金需要及び資金調達につきましては、当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるために、新サービス及び新規事業に取り組んでいく考えであります。これらの資金需要は手元資金で賄うことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施致します。

4【経営上の重要な契約等】

(資本業務提携契約)

2019年1月1日付で、当社、(株)電通(現(株)電通グループ)(以下「電通」といいます。)及び(株)サイバー・コミュニケーションズ(以下「CCI」といいます。)との間で資本業務提携契約を締結しております。

1. 業務提携の内容

当社、電通及びCCIは、以下の事項に関する三社間の提携・協力の可能性について誠実に協議し、その具体化に向けて合理的な努力を行ってまいります。

デジタル広告領域全体(ブランド広告及びパフォーマンス広告)におけるプラットフォームの強化及び連携の推進による収益性の向上

オフラインメディアのデジタル化・事業構築の支援・推進

広告主からメディアまでの垂直統合による事業拡大、並びに新たな成長及び競争優位性の構築

広告関連領域における独自ソリューションの強化及び業務効率化の推進

事業領域を限定しない積極的な新規事業の検討及び拡大

電通グループ内のシナジー及び資源の最適化の追求

乃至 定めるほか、その可能性について協議すべき業務として、三社間で別途合意するもの

2. 資本提携の内容

2019年1月1日付で当社を株式交換完全親会社とし、CCIを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。株式交換により、当社は、電通が有するCCIの発行済株式の全部を取得し、電通に対して当社の普通株式13,441,506株を割当て交付しております。株式交換により、(株)電通は当社の親会社となり、当社は(株)電通の連結子会社となっております。

電通が所有する議決権の数及び議決権所有割合は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況」に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は316百万円で、主要なものはサーバ及びネットワーク機器の購入とソフトウェアの開発によるものであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(2) 国内子会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	その他		合計
㈱VOYAGE GROUP (東京都渋谷区)	アドプラットフォーム事業、 全社(共通)	ネットワーク 関連機器 及び業務施 設等	428	119	-	22	-	570	54 (22)
㈱サイバー・コ ミュニケーション ズ (東京都中央区)	パートナーセールス事業 アドプラットフォーム事 業	ソフトウエ ア、ネット ワーク関連 機器及び業 務施設等	647	65	13	354	0	1,082	834 (25)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 在外子会社

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,496,852	25,509,852	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	25,496,852	25,509,852	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 当社の取締役及び従業員の合計5名に対して、2020年5月20日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬として新株を割り当てる方法により18,600株発行いたしました。当該発行は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行に伴う金銭報酬債権の現物出資15,828,600円により行われたものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2012年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 197名
新株予約権の数(個)	294 [265]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 176,400 [159,000] (注)1, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	422 (注)2, 6
新株予約権の行使期間	自 2015年9月20日 至 2022年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 422(注)6 資本組入額 211(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 行使期間にかかわらず、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より6ヶ月が経過するまでは行使することができないこと。

(2) 権利行使にかかる年間(暦年)の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと。

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
6. 2014年3月12日開催の取締役会決議により、2014年3月27日付で当社普通株式1株を600株に分割しております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

決議年月日	2017年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 5名
新株予約権の数(個)	1,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 180,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,060 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2021年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,062 資本組入額 1,031
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 新株予約権者は、各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、いずれかの期における営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日まで行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 当社の、2017年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が2,500百万円以上の場合、50%権利行使可能

(b) 当社の、2017年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が3,000百万円以上の場合、100%権利行使可能

なお、2019年12月期は2019年1月1日から2019年12月31日までの12か月間の営業利益を基準とする。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(6) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2017年11月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 139名
新株予約権の数(個)	2,172 [1,938]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 217,200 [193,800] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,431 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年1月1日 至 2021年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,436 資本組入額 718
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 新株予約権者は、各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)において、いずれかの期における営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日まで行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 当社の、2018年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が2,500百万円以上の場合、50%権利行使可能

(b) 当社の、2018年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が3,000百万円以上の場合、100%権利行使可能

なお、2019年12月期は2019年1月1日から2019年12月31日までの12か月間の営業利益を基準とする。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2019年2月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5名 当社従業員 45名
新株予約権の数(個)	3,940
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 394,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,074 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,088 資本組入額 544
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3.(1) 新株予約権者は、自2020年12月期至2022年12月期のいずれかの連結会計年度において、次に掲げる各号の条件を満たしている場合、割当を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を上限として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権のみ行使することができるものとする。なお、当該各号の条件を満たした場合においても、次号(2)に掲げる条件を満たさない場合、本新株予約権を行使することはできない。

(a) EBITDAの額が5,000百万円以上の場合：割当を受けた新株予約権の50%

(b) EBITDAの額が6,000百万円以上の場合：割当を受けた新株予約権の100%

(2) 新株予約権者は、2020年1月1日から2022年12月31日までの期間において、金融商品取引所における当社の普通株式取引終値が、次に掲げる各号の条件を満たしている場合、付与された新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を上限として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かか

る端数を切り捨てた個数の本新株予約権のみ行使することができるものとする。なお、当該各号の条件を満たした場合においても、前号(1)に掲げる条件を満たさない場合、本新株予約権を行使することはできない。

(a)いずれか連続する5営業日すべての取引終値が本新株予約権の行使価額に150%を乗じた価額を上回る：割当を受けた新株予約権の50%

(b)いずれか連続する5営業日すべての取引終値が本新株予約権の行使価額に200%を乗じた価額を上回る：割当を受けた新株予約権の100%

- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2015年10月1日～ 2016年9月30日 (注)1	普通株式 62,400	普通株式 11,953,100	11	1,000	11	980
2016年10月1日～ 2017年9月30日 (注)1	普通株式 340,200	普通株式 12,293,300	58	1,059	58	1,039
2018年1月9日 (注)2	普通株式 8,193	普通株式 12,301,493	5	1,065	5	1,045
2018年2月28日 (注)3	普通株式 451,947	普通株式 11,849,546	-	1,065	-	1,045
2017年10月1日～ 2018年9月30日 (注)1	普通株式 40,800	普通株式 11,890,346	7	1,073	7	1,053
2019年1月1日 (注)4	普通株式 13,441,506	普通株式 25,331,852	-	1,073	8,835	9,889
2018年10月1日～ 2019年12月31日 (注)1	普通株式 112,200	普通株式 25,444,052	22	1,096	22	9,911
2020年5月20日 (注)2	普通株式 18,600	普通株式 25,462,652	7	1,104	7	9,919
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)1	普通株式 34,200	普通株式 25,496,852	7	1,111	7	9,927

- (注)1. 発行済株式総数及び資本金並びに資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
2. 発行済株式総数及び資本金並びに資本準備金の増加は、譲渡制限付株式の発行によるものであります。
3. 2017年10月25日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、2018年2月28日付けで自己株式451,947株を全株消却いたしました。
4. 2019年1月1日付で株式会社電通との株式交換契約としての新株式発行を行ったことに伴い、発行済株式総数が13,441,506株増加しております。
5. 2021年1月1日から2021年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が13,000株、資本金が3百万円及び資本準備金3百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	24	83	39	26	7,191	7,384	-
所有株式数(単元)	-	31,247	3,671	135,151	10,281	84	74,454	254,888	8,052
所有株式数の割合(%)	-	12.26	1.44	53.02	4.03	0.03	29.21	100.00	-

(注) 自己株式301,018株は、「個人その他」に301,000株、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)電通グループ	東京都港区東新橋1丁目8-1	13,441,506	53.35
宇佐美 進典	東京都新宿区	1,988,589	7.89
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,738,700	6.90
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	567,700	2.25
CARTA HOLDINGS社員持株会	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号	550,081	2.18
永岡 英則	東京都武蔵野市	365,636	1.45
永井 詳二	東京都港区	365,600	1.45
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	2A RUE ALBERT BORS CHETTE LUXEMBOURG L-1246 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	308,000	1.22
(株)日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	151,600	0.60
(株)日本カストディ銀行(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-12	122,000	0.48
計	-	19,599,412	77.79

(注) 1. 上記の所有株式のうち、(株)日本カストディ銀行および日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数は、全て信託業務に係るものです。

2. (株)電通は、2020年1月1日付で(株)電通グループに商号変更しております。

3. 上記のほか当社所有の自己株式301,018株があります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	301,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,187,800	251,878	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 8,052	-	-
発行済株式総数	25,496,852	-	-
総株主の議決権	-	251,878	-

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社CARTA HOLDINGS	東京都渋谷区道玄坂1 丁目21番1号渋谷ソラ スタ15F	301,000	-	301,000	1.2
計	-	301,000	-	301,000	1.2

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年2月12日)での決議状況 (取得期間 2020年2月13日~2020年4月30日)	300,000	290,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	300,000	264,279,200
残存授権株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	24	32,016

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	434	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬制度として割り当てた普通株式の一部を無償取得したものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	301,018	-	301,042	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの自己株式の取得による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。事業成長や資本効率の改善等による持続的な企業価値の向上に努めるとともに、継続的な安定配当及び機動的な自己株式取得を実施していくことを株主還元の基本方針としております。配当額に関しましては、DOE（注）5%を目安に決定し、長期安定かつ継続増配としていくことを目指しております。自己株式取得に関しましては、東京証券取引所が検討を進めている新市場区分のうち「プライム市場」の上場基準のひとつである流通株式比率35%の維持を目安として、実施していくこととしております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当連結会計年度の剰余金の配当については、1株当たり33円（うち中間配当8円）とし、さらに当社株式上場再承認の記念配当15円を加えて、1株当たり48円の配当（うち中間配当8円）を実施することといたしました。

内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

（注）DOE（自己資本配当率）：年間配当総額÷自己資本

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
2020年8月12日 取締役会決議	201	8
2021年2月25日 取締役会決議	1,007	40

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

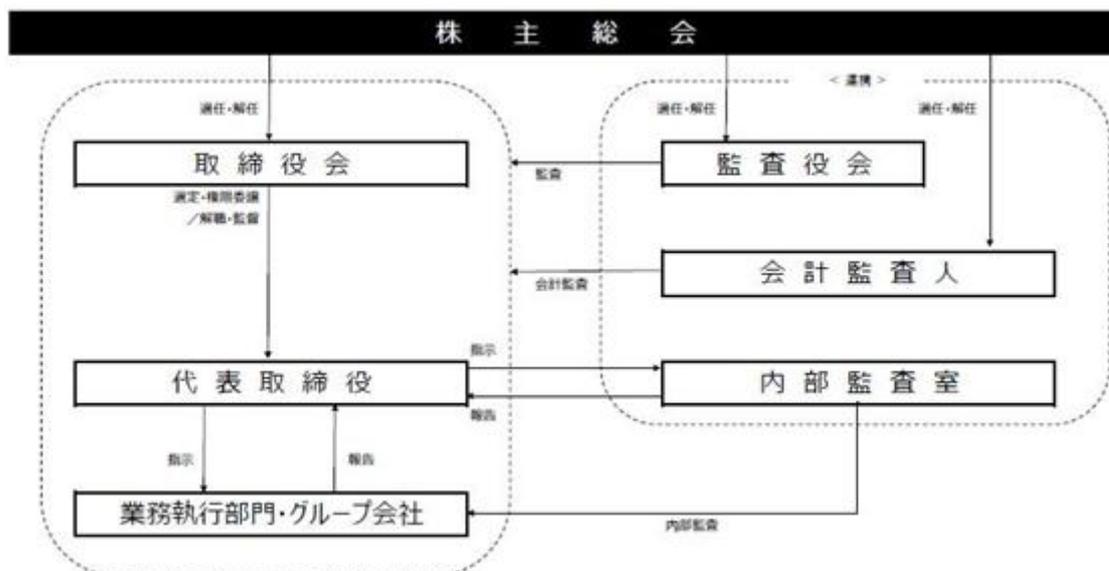
当社は、ステークホルダーである株主、従業員、取引先等を重視する基本方針をもとに、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値を高めることを重要な経営課題の一つと考えております。

当社では、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会と連携して、内部監査及び監査役の監査機能あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることによって、経営の効率性、透明性を向上させるよう努めております。

企業統治の体制

a. コーポレート・ガバナンス体制

当社の本有価証券報告書提出日現在におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制の概要

イ 取締役及び取締役会

取締役会は取締役7名で構成されており、月に1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役は取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

なお、取締役会の構成員は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載の役員であり、議長は代表取締役会長 宇佐美進典です。

ロ 監査役会

監査役会は、社外監査役2名(うち常勤監査役1名)と監査役1名の計3名で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査しております。

なお、監査役会の構成員は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載の監査役であり、議長は常勤監査役 野口誉成です。

ハ 内部監査室

内部監査室は、コンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役直轄の責任部署であり、内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき、グループ会社を含む各部署の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代

表取締役社長に報告しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社では、「内部統制システムに関わる基本方針」を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査室を設置し、専任の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

d. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備の状況については、コーポレート本部を管掌する取締役を担当役員とし、コーポレート本部を責任部署といたします。コーポレート本部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、随時取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握できる体制を確立しております。また、当社の内部監査室による業務プロセス監査、内部統制監査等の内部監査により、関係会社の業務の適正を確保しております。

監査役は、その職務を行うため必要とする事項について、子会社に対しても事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができます。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項における賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できることを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	宇佐美 進典	1972年10月12日	1996年4月 トーマツコンサルティング(株)(現 デロイト トーマツコンサルティング合同会社)入社 1999年10月 (株)アクシブドットコム(現 当社)設立 取締役 2002年9月 (株)アクシブドットコム(現 当社)代表取 締役社長兼CEO 2005年12月 (株)サイバーエージェント 取締役 2018年10月 (株)VOYAGE GROUP分割準備会社(現 (株)VOYAGE GROUP) 代表取締役(現任) 2019年1月 当社 代表取締役会長(現任) 2019年6月 Fringe81(株) 社外取締役(現任)	3	1,988,589
代表取締役社長	新澤 明男	1973年4月4日	1997年4月 ソフトバンク(株) 入社 1998年5月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 入社 2005年1月 同社 執行役 2010年1月 同社 代表取締役副社長最高執行責任者 2013年6月 同社 代表取締役社長最高経営責任者 2014年7月 同社 代表取締役社長最高経営責任者兼最 高執行責任者 2015年6月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年1月 当社 代表取締役社長(現任)	3	13,384
取締役CFO	永岡 英則	1972年8月11日	1996年4月 (株)コーポレートディレクション 入社 2000年5月 (株)アクシブドットコム(現 当社)入社 2000年9月 (株)アクシブドットコム(現 当社)取締役 CFO(現任) 2006年6月 豊証券(株) 社外取締役就任(現任)	3	365,636
取締役	齋藤 太郎	1972年11月24日	1995年4月 (株)電通 入社 2005年5月 (株)dof設立 取締役 2009年6月 同社 代表取締役社長(現任) 2014年12月 (株)VOYAGE GROUP(現 当社) 社外取締役(現 任) 2017年1月 (株)CC設立 取締役(現任) 2020年6月 (株)ZOZO 社外取締役(現任) 2020年6月 フォーススタートアップス(株) 社外取締役(現 任)	3	-
取締役	高島 宏平	1973年8月15日	1997年5月 (有)コーヘイ(現 オイシックス・ラ・大地 (株))設立 代表取締役 1998年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク・ジャパン 入社 2000年6月 オイシックス(株)(現 オイシックス・ラ・ 大地(株)) 代表取締役社長(現任) 2011年6月 一般社団法人東の食の会 代表理事(現任) 2018年7月 一般社団法人ウィルチェアーラグビー連盟 (現 一般社団法人日本車いすラグビー連 盟) 理事長(現任) 2020年3月 当社 社外取締役(現任)	3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山口 修治	1966年1月4日	1989年4月 ㈱電通 入社 2017年1月 同社 デジタルプラットフォームセンター 局長 2019年1月 同社 執行役員 兼 デジタルビジネスセン ターマネージングディレクター 2020年3月 ㈱電通国際情報サービス 取締役(現任) 2020年3月 当社 取締役(現任) 2021年1月 ㈱電通グループ 電通ジャパンネットワー ク 執行役員(現任) 2021年1月 ㈱電通 執行役員(現任)	3	-
取締役	石渡 万希子	1972年5月21日	1995年4月 UBS証券㈱ 1998年9月 エル・ピー・エル日本証券㈱(現 PWM日本 証券㈱) 2004年4月 ハートフォード生命保険㈱ 2007年4月 フィデリティ投信㈱ 2009年9月 ㈱B4F 営業統括責任者、Co-Founder 2015年4月 Farfetch Japan㈱ 代表取締役 2017年10月 Ignite Coaching and Consulting Pte.Ltd. Founder, Managing Director(現 任) 2021年3月 当社 社外取締役(現任)	3	-
常勤監査役	野口 誉成	1971年4月3日	1996年4月 日本オラクル㈱ 入社 2001年4月 Oracle Corporation 転籍 2006年4月 日本オラクル㈱ 転籍 2014年12月 ㈱VOYAGE GROUP(現 当社) 常勤社外監査役 (現任) 2016年6月 ㈱ピーシーデポコーポレーション 社外監 査役(現任) 2017年8月 rakumo㈱ 社外監査役(現任)	4	-
監査役	茂田井 純一	1974年3月19日	1996年4月 朝日監査法人(現 あずさ監査法人) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2005年9月 クリフィックス税理士法人 入所 2006年3月 税理士登録 2006年6月 ㈱スタートトゥデイ(現 ㈱ZOZO) 社外監 査役(現任) 2008年12月 ㈱アカウンティング・アシスト設立 代表 取締役(現任) 2009年9月 ㈱ECナビ(現 当社) 社外監査役(現任) 2015年3月 ㈱ビジョン 社外監査役(現任) 2016年4月 サイバーエリアリサーチ㈱(現 ㈱ Geolocation Technology) 社外監査役(現 任) 2018年9月 フィーチャ㈱ 社外取締役(現任)	5	-
監査役	曾我 有信	1965年3月27日	1988年4月 ㈱電通 入社 2015年6月 同社 経理局長 2017年1月 同社 執行役員 兼 経営企画局長 2017年3月 同社 取締役執行役員(現任) 2020年3月 当社 監査役(現任)	6	-
計					2,367,609

- (注) 1. 取締役齋藤太郎、高島宏平及び石渡真紀子は社外取締役であります。
2. 監査役野口誉成及び茂田井純一は社外監査役であります。
3. 2021年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2018年12月8日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2021年3月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2020年3月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. ㈱電通(2019年当時)は、2020年1月1日付で純粹持株会社に移行し、商号を㈱電通グループに変更しております。一方、候補者の略歴に記載した㈱電通(2021年1月時点)は、㈱電通グループの100%子会社である㈱電通を指しております。

8. (株)VOYAGE GROUP(2018年当時)は、2019年1月1日付で純粋持株会社に移行し、商号を(株)CARTAHOLDINGSに変更しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の齋藤太郎氏は、広告業界での豊富な知見に加え、事業会社での幅広い経営経験があることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任しております。

社外取締役の高島宏平氏は、オイシックス・ラ・大地(株)の経営トップとして企業経営や企業統治に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する独立した立場からの助言及び提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役の石渡万希子氏は、金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング、人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待し、社外取締役として選任しております。

社外監査役の野口誉成氏は、世界有数のソフトウェア企業のグローバル内部監査に携わった経験があり、その知識と経験に基づく高い専門性により監査を適切に遂行できることが期待できることから、社外監査役として選任しております。

社外監査役茂田井純一氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知見と幅広い経験を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただくことを期待できることから、社外監査役として選任しております。

なお、社外取締役3名及び社外監査役2名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織・人員

当社の監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。

役職	氏名	経歴等
常勤監査役（社外）	野口 誉成	世界有数のソフトウェア企業でグローバル内部監査の経験があり、その知識と経験に基づく高い専門性により監査を実施しております。
非常勤監査役（社外）	茂田井 純一	公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その専門的な知見と幅広い経験により監査を実施しております。
非常勤監査役	曾我 有信	株式会社電通グループの取締役執行役員CFOを務めており、経営者としての多様な経験等を活かして監査を実施しております。

なお、監査役専任の補助使用人は設置しておりませんが、経理財務担当・法務担当・人事労務担当・内部監査担当をはじめとする各部門の従業員が、監査役の求めに応じて必要な情報を提供しております。また、監査役からの指示を受けた従業員は、その指示に関しては取締役からの指揮命令を受けることなく、監査役の指示に協力しております。

b. 監査役監査の手続き

監査役は、以下の方法により監査を実施しております。

- ・取締役会への出席
- ・業務執行取締役等との意見交換
- ・子会社を含めた経営会議・管理部門会議等各種会議への出席および資料の閲覧
- ・業務執行担当役員、従業員等へのヒアリング
- ・内部監査部門メンバー全員との定例会議および随時の意見交換
- ・会計監査人からの監査結果の聴取および随時の意見交換
- ・財務諸表、予算進捗会議資料などの会計資料の閲覧
- ・ワークフローシステムによる重要書類等の閲覧

c. 監査役会の活動状況

監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

1回あたりの平均所要時間は52分間（短時間開催の会を除くと58分間）でした。

当事業年度の各監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	出席回数	出席率
常勤監査役（社外）	野口 誉成	14回中14回	100%
非常勤監査役（社外）	茂田井 純一	14回中14回	100%
非常勤監査役	曾我 有信	10回中9回	90%
非常勤監査役	荒木 香織	4回中4回	100%
非常勤監査役	根津 修二	4回中4回	100%

d. 監査役会の主な検討事項

当社の監査役会は、「同日に実施される取締役会の議題事前検討」・「全社リスク管理についての議論」・「業務執行取締役等を1名ゲストとして招聘しての意見交換」の3部構成になっております。

当事業年度に監査役会で議論された主な内容は以下のとおりです。

<ガバナンス>

- ・経営と執行の分離による意思決定の内容と分担の明確化
- ・中間持株会社と事業会社の位置付けの整理
- ・コーポレートガバナンス・コードの遵守状況
- ・取締役会実効性評価結果の検討と改善提案
- ・取締役報酬の体系と基本報酬および業績連動報酬の決定プロセス
- ・社外取締役候補者の要件
- ・女性管理職の活躍状況
- ・取締役会運営とフェアディスクロージャールール
- ・内部通報制度の運用状況
- ・来期体制の概要・管理者担務と懸念点

<新型コロナウイルス感染症対策>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための当社施策の内容
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う経済活動停滞の当社への影響
- ・新型コロナウイルス感染拡大による当社業績へのインパクト
- ・在宅勤務推奨の解除・緩和の方法および時期
- ・在宅勤務の適用拡大に伴うオフィス保持の意義
- ・在宅勤務とオフィス勤務の中間的な形態の可能性

<経営統合>

- ・経営統合の進捗状況
- ・経営統合の進捗上の問題点
- ・経営統合の障壁と解決策
- ・経営統合の難易度
- ・経営統合の成果
- ・経営統合に伴う従業員の意識変化

<人材>

- ・人事・組織の原理原則に沿った変革の方向性
- ・人材の適正配置検討の進捗状況
- ・テクノロジーの進歩と人材育成
- ・エンジニア採用時の考慮事項
- ・就業規則と評価制度

<企業集団内部統制>

- ・子会社の取締役選任サイクル
- ・子会社のサステナブルな事業運営
- ・子会社設立の経緯と背景
- ・子会社への貸付内容の検討
- ・外的要因による子会社事業リスク
- ・内的要因による子会社事業リスク
- ・子会社の業務プロセス統制
- ・持分法適用関連会社の状況

<会計監査人>

- ・会計監査人の監査の方法および他の監査法人との比較
- ・会計監査人の選任方針
- ・会計監査人の監査報酬同意
- ・会計監査人継続の確認

<その他>

- ・監査役会監査計画
- ・監査役会監査報告書
- ・業績および業績見通し
- ・情報セキュリティリスク
- ・投資の意思決定プロセス
- ・M&Aと企業の変化
- ・上場再審査の進捗状況
- ・内部監査部門の人員計画

など

内部監査の状況

内部監査は、内部監査担当部門である代表取締役直轄の内部監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は監査役とも密接な連携をとっており、監査役は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b．継続監査期間

2年間

c．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 丸田 健太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 新垣 康平

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他12名となっております。

e．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬などを総合的に勘案し、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

有限責任 あずさ監査法人は、これらの観点において十分に評価できるものと考え、会計監査人に選定いたしました。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人が解任された旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人と監査役との定例ミーティングでの議論、会計監査人と経営者・管理部門・内部監査室等とのコミュニケーションの状況、会社計算規則第131条に基づく会計監査人の品質管理体制についての説明などに基づき評価した結果、有限責任 あずさ監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	65	-	54	-
連結子会社	9	1	-	-
計	74	1	54	-

前連結会計年度において、連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務に係る調査を委託し、対価を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社のグループ規模・業務の特性等の要素を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、取締役から資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役役員の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成されておりますが、社外取締役の報酬は固定報酬のみとなります。また、監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

取締役報酬については、2014年3月27日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額200百万円以内と定めております。なお、当時の取締役の員数は7名であります。また、監査役報酬については、2009年8月31日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額20百万円以内と定めております。なお、当時の監査役の員数は2名であります。

当社は、2017年12月9日開催の第19回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、業績連動報酬の一部及び当社の企業価値向上のための中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。）といたします。本制度に係る報酬枠を現在の報酬枠の内枠として設定することにつき、株主の皆様へ承認を頂いております。

a. 取締役の固定報酬の決定に関する方針

取締役の固定報酬については、各取締役の役割、貢献度合い、業績等を総合的に勘案して代表取締役会長と代表取締役社長の協議の上で決定しております。

b. 取締役の業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動型報酬の額の決定方法

取締役の業績連動報酬に係る指標は、営業利益であり、当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を測る指標として適切と考えられるためです。当事業年度における業績連動報酬は、当該指標の目標値及び目標の達成度合いによる変動率を取締役会の決議により予め決定し、当該指標の実績値をもって業績連動報酬の総額を決定しております。なお、業績連動報酬は現金及び株式報酬によって支給されます。

c. 当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における業績連動報酬については、取締役会で決定した営業利益の目標に対する達成度において決定しておりますが、当事業年度における目標値は30億円で達成率は115%でした。

d. 役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会の活動内容

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2020年3月17日開催の取締役会で取締役の報酬体系の決定について決議され、その具体的な方法と金額について社外取締役、社外監査役に事前説明を行い、意見、提言を受けております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 （社外取締役を除く）	81	63	17	6
監査役（社外監査役を除く）	-	-	-	-
社外役員	13	13	0	4

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、株式等の保有を通じたグループ企業の統括、管理等を主たる業務とする持株会社であります。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（以下「投資株式計上額」といいます。）が最も大きい会社（以下「最大保有会社」といいます。）は株式会社VOYAGE GROUPであります。また、投資株式計上額が最大保有会社の次に大きい会社は株式会社VOYAGE VENTURESであります。

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び連結子会社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

提出会社における株式の保有状況

- a．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。
- b．保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- c．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。
- d．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

投資株式計上額が最大保有会社である株式会社VOYAGE GROUPにおける株式の保有状況

- a．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
 株式会社VOYAGE GROUPは、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有することがあります。保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、適時・適切に売却します。

) 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	225
非上場株式以外の株式	1	933

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	232	第三者への譲渡に伴う所有割合の低下により連結範囲から除外したため。
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	81
非上場株式以外の株式	-	-

) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)クロス・マーケ ティンググループ	2,580,000	2,580,000	継続的な営業関係強化のため保有してお ります。	有
	933	980		

(注) 上記の銘柄について、定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を以下の通り検証し
ております。

保有目的に関しては、相手先企業との業務提携、取引関係があり、事業面での株式保有の意義がある
か、当社グループの事業継続にとって必要不可欠な重要な取引があるかといった観点から検証してお
ります。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

投資株式計上額が最大保有会社の次に大きい会社である株式会社VOYAGE VENTURESにおける株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における
検証の内容

株式会社VOYAGE VENTURESは、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、経営戦略の
一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要
と判断する企業の株式を保有することがあります。保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式に
ついては、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個
別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企
業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、適時・適切に売却します。

) 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	49	822
非上場株式以外の株式	2	241

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	8	209	新規投資及び追加投資したため、株式数が増加しております。
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	210

) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)Amazia	47,800	53,900	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	105	311		
AI CROSS(株)	81,000	81,000	継続的な営業関係強化のため保有しております。	無
	135	184		

(注) 上記の銘柄について、定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を以下の通り検証しております。

保有目的に関しては、相手先企業との業務提携、取引関係があり、事業面での株式保有の意義があるか、当社グループの事業継続にとって必要不可欠な重要な取引があるかといった観点から検証しております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(2018年10月1日から2019年12月31日まで)から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年6月8日内閣府令第29号。以下「改正府令」という。)附則第3条ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(2018年10月1日から2019年12月31日まで)から、改正府令附則第2条ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社は、2019年1月1日付で、当社を株式交換完全親会社、CCIを株式完全子会社とする株式交換を実施いたしました。本株式交換は、企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、CCIが取得企業となるため、株式交換直前の当社の連結財務諸表上の資産・負債を時価評価した上で、CCIの貸借対照表に引き継いでおります。また、前連結会計年度の連結業績は、CCIの2018年10月1日～2018年12月31日の3ヵ月分の業績に、株式交換後の当社の2019年1月1日～2019年12月31日の12ヶ月分の連結業績を合算した金額となっております。

(4) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲げられる科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3．決算期変更について

当社は、2018年12月8日開催の第20回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を9月30日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度及び前事業年度は、2018年10月1日から2019年12月31までの15ヶ月間となっております。

4．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、会計の基準及び制度を解説する専門誌を定期購読すると共に、監査法人など外部機関が開催する会計基準の変更などに関する研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,546	15,600
売掛金	18,477	17,697
有価証券	-	95
商品	17	29
貯蔵品	419	535
その他	2,908	3,097
貸倒引当金	86	51
流動資産合計	36,283	37,004
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,762	1,667
減価償却累計額及び減損損失累計額	305	590
建物(純額)	1,457	1,076
工具、器具及び備品	555	484
減価償却累計額及び減損損失累計額	340	298
工具、器具及び備品(純額)	215	185
リース資産	23	22
減価償却累計額	5	8
リース資産(純額)	17	13
その他	1	0
有形固定資産合計	1,691	1,276
無形固定資産		
のれん	3,021	2,317
その他	3,725	3,144
無形固定資産合計	6,747	5,462
投資その他の資産		
投資有価証券	14,246	13,959
繰延税金資産	176	155
その他	1,477	1,402
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	5,899	5,516
固定資産合計	14,338	12,255
資産合計	50,621	49,259

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,110	16,655
資産除去債務	-	70
賞与引当金	1,380	1,193
役員賞与引当金	27	24
ポイント引当金	505	515
預り金	2,742	2,963
短期借入金	19	19
1年内返済予定の長期借入金	195	118
その他	2,037	1,725
流動負債合計	25,019	23,287
固定負債		
長期借入金	208	180
資産除去債務	536	397
繰延税金負債	874	596
その他	262	243
固定負債合計	1,881	1,417
負債合計	26,900	24,705
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,096	1,111
資本剰余金	12,016	12,031
利益剰余金	9,642	11,046
自己株式	0	264
株主資本合計	22,754	23,924
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	704	463
為替換算調整勘定	15	10
その他の包括利益累計額合計	689	452
新株予約権	7	7
非支配株主持分	268	170
純資産合計	23,720	24,553
負債純資産合計	50,621	49,259

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	26,158	22,487
売上原価	3,192	2,852
売上総利益	22,965	19,635
販売費及び一般管理費	1 19,125	1 16,172
営業利益	3,839	3,463
営業外収益		
受取利息及び配当金	39	38
投資事業組合運用益	39	11
業務受託料	35	33
固定資産賃貸料	24	16
保険配当金	21	17
その他	8	31
営業外収益合計	169	149
営業外費用		
持分法による投資損失	88	44
投資事業組合運用損	21	86
為替差損	0	137
貸倒引当金繰入額	57	-
その他	28	9
営業外費用合計	196	277
経常利益	3,812	3,335
特別利益		
投資有価証券売却益	1	170
関係会社株式売却益	-	46
事業譲渡益	139	-
その他	0	14
特別利益合計	141	231
特別損失		
固定資産除却損	116	155
減損損失	-	2 240
投資有価証券売却損	163	77
本社移転費用	121	-
その他	35	38
特別損失合計	436	511
税金等調整前当期純利益	3,517	3,055
法人税、住民税及び事業税	1,798	1,321
法人税等調整額	403	131
法人税等合計	1,395	1,190
当期純利益	2,122	1,865
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	17	83
親会社株主に帰属する当期純利益	2,139	1,781

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	2,122	1,865
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	216	327
為替換算調整勘定	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	15	89
その他の包括利益合計	1,201	1,237
包括利益	2,323	1,627
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,340	1,543
非支配株主に係る包括利益	17	83

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,073	1,063	5,229	-	7,366
当期変動額					
被取得企業の期首残高	1,073	1,063	5,229	-	7,366
取得企業の期首残高	490	122	7,706	-	8,319
株式交換による増加	595	11,883			12,478
新株の発行（新株予約権の行使）	10	10			21
剰余金の配当			203		203
親会社株主に帰属する当期純利益			2,139		2,139
自己株式の取得				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	22	10,952	4,412	0	15,388
当期末残高	1,096	12,016	9,642	0	22,754

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	1,167	5	1,161	1	247	8,777
当期変動額						
被取得企業の期首残高	1,167	5	1,161	1	247	8,777
取得企業の期首残高	488	-	488	-	-	8,807
株式交換による増加						12,478
新株の発行（新株予約権の行使）						21
剰余金の配当						203
親会社株主に帰属する当期純利益						2,139
自己株式の取得						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	216	15	201	7	268	477
当期変動額合計	462	9	471	5	20	14,943
当期末残高	704	15	689	7	268	23,720

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,096	12,016	9,642	0	22,754
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	7	7			14
新株の発行	7	7			15
剰余金の配当			404		404
親会社株主に帰属する当期純利益			1,781		1,781
自己株式の取得				264	264
連結範囲の変動			26		26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15	15	1,403	264	1,169
当期末残高	1,111	12,031	11,046	264	23,924

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	704	15	689	7	268	23,720
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						14
新株の発行						15
剰余金の配当						404
親会社株主に帰属する当期純利益						1,781
自己株式の取得						264
連結範囲の変動						26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	241	4	237	0	98	335
当期変動額合計	241	4	237	0	98	833
当期末残高	463	10	452	7	170	24,553

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,517	3,055
減価償却費	1,022	766
減損損失	-	240
のれん償却額	335	307
貸倒引当金の増減額(は減少)	86	34
持分法による投資損益(は益)	88	44
売上債権の増減額(は増加)	665	667
たな卸資産の増減額(は増加)	391	128
仕入債務の増減額(は減少)	2,748	1,388
賞与引当金の増減額(は減少)	1,107	152
役員賞与引当金の増減額(は減少)	27	3
ポイント引当金の増減額(は減少)	37	9
投資有価証券売却損益(は益)	163	93
固定資産除却損	116	155
受取利息及び受取配当金	39	38
未収入金の増減額(は増加)	851	697
その他	395	225
小計	7,692	3,880
利息及び配当金の受取額	39	38
利息の支払額	2	2
法人税等の支払額	1,827	1,902
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,901	2,013
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	506	97
無形固定資産の取得による支出	307	219
投資有価証券の取得による支出	376	516
投資有価証券の売却による収入	440	569
敷金及び保証金の差入による支出	488	1
敷金及び保証金の回収による収入	217	18
事業譲渡による収入	80	-
貸付けによる支出	512	255
貸付金の回収による収入	5,604	112
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	358
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	16
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	163	-
その他	0	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,986	66

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	19	-
長期借入金の返済による支出	477	197
ストックオプションの行使による収入	21	14
配当金の支払額	178	404
自己株式の取得による支出	0	265
リース債務の返済による支出	55	46
セール・アンド・リースバックによる収入	123	-
その他	-	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	548	892
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3	134
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,336	1,054
現金及び現金同等物の期首残高	5,679	14,546
被取得企業の現金及び現金同等物の期首残高	5,679	-
取得企業の現金及び現金同等物の期首残高	238	-
株式交換による現金及び現金同等物の受入額	2,492	-
現金及び現金同等物の期末残高	14,546	15,600

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

主要な連結子会社

(株)サイバー・コミュニケーションズ、(株)VOYAGE GROUP、(株)Zucks、(株)fluct、(株)VOYAGE MARKETING

当連結会計年度において株式の取得により2社、新規設立により4社を新たに連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において株式の譲渡により1社、連結子会社間の合併により2社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

合同会社ecnavi plus 他2社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 9社

主要な会社名

(株)ドゥ・ハウス、(株)メディア・ヴァーグ

当連結会計年度において株式の取得により新たに1社を持分法適用の範囲に含めております。

当連結会計年度において株式の譲渡により1社、株式の取得により持分が増加し、連結子会社となったことにより1社を持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

合同会社ecnavi plus 他2社

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、関連会社の四半期決算日(2020年12月31日)現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちコインオン(株)の決算日は、9月30日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日(2020年12月31日)現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～38年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ ポイント引当金

ECナビ等の会員の将来のポイント行使による支出に備えるため、利用実績率等に基づき算出した、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用第30号 2018年3月30日公表分)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりです。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年から10年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ハ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、連結財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積額の変更)

当連結会計年度において、当社連結子会社である㈱サイバー・コミュニケーションズの不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、オフィス戦略の見直しを契機として、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による減少額67百万円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

なお、この変更は当連結会計年度末に行ったため当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前連結会計年度において、営業外費用の「支払利息」に表示していた2百万円は、「その他」として組み替えております。

また、前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前連結会計年度において、特別利益の「その他」に表示していた1百万円は、「投資有価証券売却益」1百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「支払利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めております。また、前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「役員賞与引当金の増減額(は減少)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「支払利息」2百万円、「その他」370百万円は、「役員賞与引当金の増減額(は減少)」27百万円、「その他」395百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券(株式)	971百万円	850百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与	5,631百万円	5,284百万円
賞与	2,092	1,391
システム使用料	1,790	1,790

2 減損損失

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都中央区	共用資産	建物	193百万円
東京都中央区	共用資産	器具備品	21百万円
東京都渋谷区	事業資産	ソフトウェア	26百万円

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、継続的に損益の把握を実施している管理会計の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大を起因とするリモートワークの推進に伴い、新しい働き方を見据えたオフィススペース設計を目的として、当社連結子会社である㈱サイバー・コミュニケーションズの本社(東京都中央区)についてのオフィス戦略を見直し、一部フロアの解約と既存フロアのリノベーションを実施することといたしました。これにより、将来の使用見込がない資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、当該資産グループの減損損失の測定における回収可能額は正味売却価額によって測定しておりますが、フロアの解約に伴う原状回復義務により内装等の廃棄が見込まれていたため、ゼロとして評価しております。

また、コンシューマー事業において、一部のサービスの収益計画が当初の予定より遅れたため、事業計画を見直した結果、事業資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが、固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、当該資産グループの減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスとなったため、回収可能価額はゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	219百万円	305百万円
組替調整額	161	166
税効果調整前	381	472
税効果額	164	144
その他有価証券評価差額金	216	327
為替換算調整勘定：		
当期発生額	0	0
組替調整額	-	-
為替換算調整勘定	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	15	130
組替調整額	-	3
税効果調整前	-	134
税効果額	-	45
持分法適用会社に対する持分相当額	15	89
その他の包括利益合計	201	237

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,890,346	13,553,706	-	25,444,052
合計	11,890,346	13,553,706	-	25,444,052
自己株式				
普通株式	-	584	-	584
合計	-	584	-	584

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加13,553,706株は、2019年1月1日付で実施した株式交換による割当て交付13,441,506株、新株予約権の行使による増加112,200株であります。

2. 普通株式の自己株式の増加584株は、単元未満株式の買取りによる増加62株と、譲渡制限付株式報酬において、当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間満了前に当社の取締役が退任したため、当社が無償取得したものである増加522株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年 度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オ プションとし ての新株予約 権	-	-	-	-	-	7
合計		-	-	-	-	-	7

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年8月6日 取締役会	普通株式	203	利益剰余金	8	2019年6月30日	2019年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月28日 定時株主総会	普通株式	203	利益剰余金	8	2019年12月31日	2020年3月31日

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	25,444,052	52,800	-	25,496,852
合計	25,444,052	52,800	-	25,496,852
自己株式				
普通株式	584	300,434	-	301,018
合計	584	300,434	-	301,018

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加52,800株は、新株予約権の行使による増加34,200株と、譲渡制限付株式報酬の発行による増加18,600株であります。

2. 普通株式の自己株式の増加300,434株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加300,000株と、譲渡制限付株式報酬において、当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間満了前に当社の従業員が退職したため、当社が無償取得したものによる増加434株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年 度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オ プションとし ての新株予約 権	-	-	-	-	-	7
合計		-	-	-	-	-	7

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月28日 定時株主総会	普通株式	203	利益剰余金	8	2019年12月31日	2020年3月31日
2020年8月12日 取締役会	普通株式	201	利益剰余金	8	2020年6月30日	2020年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年2月25日 取締役会	普通株式	1,007	利益剰余金	40	2020年12月31日	2021年3月15日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	14,546百万円	15,600百万円
現金及び現金同等物	14,546	15,600

2 重要な非資金取引

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)

当社を被取得企業としCCIを取得企業とした株式交換の結果、引き継いだ時価評価後の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。

(百万円)

流動資産	10,700
固定資産	7,713
のれん	3,177
資産合計	21,590
流動負債	7,204
固定負債	1,620
負債合計	8,824

なお、当社の現金及び現金同等物の株式交換時の残高4,972百万円は、「株式交換による現金及び現金同等物の受入額」として表示しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用及び調達方針として、資金運用管理規程に基づき計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としております。

資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入を中心に資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。このリスクに対して、当社では、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行い、機動的に対応できる体制を整えております。また、満期保有目的の債券は、償還期間が短期であり、かつ、元本が保証される債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金及び預り金については、全てが1年以内の支払期日であります。

借入金については、運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次資金繰表を作成した上で、日次で入出金の確認を行い、流動性リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）4参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	14,546	14,546	-
(2) 売掛金	18,477	18,477	-
(3) 投資有価証券	2,141	2,141	-
資産計	35,166	35,166	-
(4) 買掛金	18,110	18,110	-
(5) 預り金	2,742	2,742	-
(6) 短期借入金	19	19	-
(7) 長期借入金 (注) 1	404	404	0
負債計	21,276	21,276	0

当連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,600	15,600	-
(2) 売掛金	17,697	17,697	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	95	95	-
其他有価証券	1,584	1,584	-
資産計	34,977	34,977	-
(4) 買掛金	16,655	16,655	-
(5) 預り金	2,963	2,963	-
(6) 短期借入金	19	19	-
(7) 長期借入金 (注) 1	299	299	0
(8) リース債務 (注) 2	51	51	0
負債計	19,990	19,989	0

(注) 1. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含んでおります。

2. 1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含んでおります。また、連結貸借対照表では、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、満期保有目的の債券は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 買掛金 (5) 預り金 (6) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

固定金利によるものは、元金合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

時価は、元金合計を同様の新規リース契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非上場株式	1,133	1,523
関連会社株式	971	850

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,546	-	-	-
売掛金	18,477	-	-	-
合計	33,024	-	-	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,600	-	-	-
売掛金	17,697	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	95	-	-	-
合計	33,393	-	-	-

6. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	195	99	99	8	-	-
合計	195	99	99	8	-	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	118	117	24	13	11	13
リース債務	24	17	6	3	-	-
合計	142	134	30	17	11	13

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	95	95	-
	小計	95	95	-
合計		95	95	-

2. その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,141	1,059	1,082
	小計	2,141	1,059	1,082
合計		2,141	1,059	1,082

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,133百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,584	1,016	567
	小計	1,584	1,016	567
合計		1,584	1,016	567

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,523百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	440	1	163
小計	440	1	163
合計	440	1	163

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	570	170	77
小計	570	170	77
合計	570	170	77

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損30百万円を計上しております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
新株予約権戻入益	0百万円	0百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	当社 2012年12月20日 臨時株主総会 第6回新株予約権	当社 2017年4月26日 取締役会 第7回新株予約権
決議年月日		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 197名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 730,200株 (注)2	普通株式 250,000株
付与日	2013年9月19日	2017年5月12日
権利確定条件	定めておりません。	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2015年9月20日 至 2022年12月19日	自 2018年1月1日 至 2021年12月31日

	当社 2017年11月9日 取締役会 第8回新株予約権	当社 2019年2月14日 取締役会 第9回新株予約権
決議年月日		
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 139名	当社取締役 5名 当社従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 250,000株	普通株式 400,000株
付与日	2017年12月11日	2019年3月22日
権利確定条件	(注)4	(注)5
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年1月1日 至 2021年12月31日	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日

決議年月日	(株)KAIKETSU 2020年9月28日 定時株主総会 第2回新株予約権	(株)KAIKETSU 2020年9月28日 定時株主総会 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 1名 同社従業員 12名	同社外部協力者 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,127株	普通株式 1,185株
付与日	2020年9月29日	2020年9月29日
権利確定条件	(注)6	(注)6
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年9月29日 至 2028年9月28日	自 2022年9月28日 至 2028年9月27日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社の第6回新株予約権は、2014年3月27日付で1株につき600株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
3. (a)当社の、2017年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が2,500百万円以上の場合、50%権利行使可能
(b)当社の、2017年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が3,000百万円以上の場合、100%権利行使可能
4. (a)当社の、2018年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が2,500百万円以上の場合、50%権利行使可能
(b)当社の、2018年9月期～2020年12月期のいずれかの連結会計年度における営業利益が3,000百万円以上の場合、100%権利行使可能
5. 当社の、2020年12月期～2022年12月期のいずれかの連結会計年度において、
(a)EBITDAの額が5,000百万円以上の場合：割当を受けた新株予約権の50%
(b)EBITDAの額が6,000百万円以上の場合：割当を受けた新株予約権の100%
かつ
当社の、2021年1月1日～2022年12月31日までの期間において、
(a)いずれか連続する5営業日すべての取引終値が本新株予約権の行使価額に150%を乗じた価額を上回る：割当を受けた新株予約権の50%
(b)いずれか連続する5営業日すべての取引終値が本新株予約権の行使価額に200%を乗じた価額を上回る：割当を受けた新株予約権の100%
6. 権利行使時においても当社または当社の子会社の取締役、監査役又は従業員もしくは外部協力者のいずれかの地位を有することを要する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	当社 2012年12月20日 臨時株主総会 第6回新株予約権	当社 2017年4月26日 取締役会 第7回新株予約権	当社 2017年11月9日 取締役会 第8回新株予約権	当社 2019年2月14日 取締役会 第9回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	397,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	3,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	394,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	210,600	180,000	218,800	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	34,200	-	-	-
失効	-	-	1,600	-
未行使残	176,400	180,000	217,200	-

決議年月日	(株)KAIKETSU 2020年9月28日 定時株主総会 第2回新株予約権	(株)KAIKETSU 2020年9月28日 定時株主総会 第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	2,127	1,185
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	2,127	1,185
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 当社の第6回新株予約権は、2014年3月27日付で1株につき600株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

決議年月日	当社 2012年12月20日 臨時株主総会 第6回新株予約権	当社 2017年4月26日 取締役会 第7回新株予約権	当社 2017年11月9日 取締役会 第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	422	2,060	1,431
行使時平均株価 (円)	1,134	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

決議年月日	当社 2019年2月14日 取締役会 第9回新株予約権	(株)KAIKETSU 2020年9月28日 定時株主総会 第2回新株予約権	(株)KAIKETSU 2020年9月28日 定時株主総会 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,074	4,710	4,710
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	392	-	-

(注) 当社の第6回新株予約権は、2014年3月27日付で1株につき600株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の単価情報を記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(株)KAIKETSU

当連結会計年度に付与をした第2回新株予約権および第3回新株予約権について、未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、本源的価値は以下のとおりです。

1株当たり評価方法及び1株当たりの評価額 DCF法 4,710円

新株予約権の行使価格 4,710円

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件および権利行使価格等を考慮し、失効数を見積もっております。

6. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

147百万円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

24百万円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第7回、第8回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときには、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	38百万円	39百万円
未払事業所税	1	8
ポイント引当金	174	178
賞与引当金	337	346
未払費用	50	51
一括償却資産	22	12
減価償却超過額	77	43
減損損失	-	78
資産除去債務	164	32
フリーレント賃料	66	36
繰越欠損金(注)	256	353
投資有価証券	187	71
連結納税加入時における時価評価	69	8
貸倒引当金	20	18
その他	41	27
繰延税金資産小計	1,509	1,308
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	249	325
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	262	81
評価性引当額小計	512	406
繰延税金負債との相殺	821	745
繰延税金資産合計	176	155
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	354	231
投資有価証券評価益	291	307
資産除去債務に対応する除却費用	142	-
無形固定資産	905	803
その他	2	1
繰延税金負債小計	1,695	1,341
繰延税金資産との相殺	821	745
繰延税金負債合計	874	596

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2019年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金	-	-	-	6	31	218	256
評価性引当額	-	-	-	6	31	211	249
繰延税金資産	-	-	-	-	-	7	7

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金	-	-	6	29	42	274	353
評価性引当額	-	-	6	29	42	246	325
繰延税金資産	-	-	-	-	-	27	27

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47	0.14
住民税均等割	0.42	0.30
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.07	0.98
役員報酬の損金否認	0.37	0.42
持分法投資損失	0.77	0.44
連結のれん償却	2.92	3.08
投資事業組合運用損益	0.16	0.03
関係会社株式売却損益の連結修正	-	4.21
連結子会社との税率差異	2.54	3.62
評価性引当額の増減額	1.94	4.41
その他	0.16	1.47
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.67	38.96

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の概要

当社グループは、事業所等の賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、一部の資産除去債務については、負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積もり割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	50百万円	536百万円
被取得企業の期首残高	50	-
取得企業の期首残高	536	-
企業結合に伴う増加額	50	-
見積りの変更による増減額	23	67
資産除去債務の履行による減少額	74	-
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	536	468

当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、見積書等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。また、当連結会計年度において、当社連結子会社である㈱サイバー・コミュニケーションズの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、オフィス戦略の見直しを契機として、原状回復費用の新たな情報入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

前連結会計年度は、この見積りの変更による増加額23百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。また、当連結会計年度は、この見積りの変更による減少額67百万円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

(収益認識関係)

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) パートナーセールス事業、アドプラットフォーム事業

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告をメディアへ出稿することにあります。

メディアに広告出稿がなされた時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

(2) コンシューマー事業

主な履行義務は、当社が運営する自社メディアに顧客である広告配信事業者の広告を掲載することにあります。

顧客との契約に基づき、インプレッション課金型広告の場合にはユーザーに広告を表示した時点、クリック課金型広告の場合はユーザーがクリックした時点、成果報酬型広告の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点等で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別に会社又は事業部を置き、各会社又は事業部が提供するサービスについて、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは会社又は事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「パートナーセールス事業」、「アドプラットフォーム事業」、「コンシューマー事業」の3つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

報告セグメント	属するサービスの内容
パートナーセールス事業	メディアレップを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供
アドプラットフォーム事業	広告配信プラットフォーム「Zucks」、SSP「fluct」、「BEYOND X」等
コンシューマー事業	「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営 EC領域、HR領域を強化領域とした新規事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	パートナー セールス事業	アドプラッ トフォーム事 業	コンシュー マー事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	13,310	6,294	6,553	26,158	-	26,158
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	21	-	21	21	-
計	13,310	6,315	6,553	26,179	21	26,158
セグメント利益	3,104	711	23	3,839	-	3,839
その他の項目						
減価償却費	28	573	142	744	277	1,022
のれん償却額	-	241	94	335	-	335

(注) 1. セグメント資産の金額は、当社では報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

2. 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	パートナー セールス事業	アドプラッ トフォーム事 業	コンシュー マー事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,752	7,240	6,494	22,487	-	22,487
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	8	-	8	8	-
計	8,752	7,248	6,494	22,496	8	22,487
セグメント利益	1,416	1,591	454	3,463	-	3,463
その他の項目						
減価償却費	165	443	156	766	-	766
のれん償却額	-	195	112	307	-	307

(注) セグメント資産の金額は、当社では報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

相手先	売上高	関連するセグメント名
(株)電通デジタル	4,684	パートナーセールス事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

相手先	売上高	関連するセグメント名
(株)電通デジタル	2,820	パートナーセールス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	パートナー セールス事業	アドブラッ トフォーム事 業	コンシュー マー事業	計		
減損損失	-	-	26	26	214	240

新型コロナウイルス感染拡大を起因とするリモートワークの推進に伴い、新しい働き方を見据えたオフィススペース設計を目的として、当社連結子会社である(株)サイバー・コミュニケーションズの本社（東京都中央区）についてのオフィス戦略を見直し、一部フロアの解約と既存フロアのリノベーションを実施することいたしました。これに伴い、減損損失を214百万円計上しております。なお、当該減損損失は、連結損益計算書において特別損失の減損損失に含めて表示しております。また、当該資産が遊休資産として全社資産に該当するため、減損損失は各報告セグメントに配分されておりません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	パートナー セールス事業	アドブラッ トフォーム事 業	コンシュー マー事業	計		
当期償却額	-	241	94	335	-	335
当期末残高	-	2,174	846	3,021	-	3,021

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	パートナー セールス事業	アドブラッ トフォーム事 業	コンシュー マー事業	計		
当期償却額	-	195	112	307	-	307
当期末残高	-	1,582	734	2,317	-	2,317

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宇佐美進典	-	-	当社代表取締役会長	(被所有) 直接 7.80	-	新株予約権(ストックオプション)の行使 (注)1,2	11	-	-

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	宇佐美進典	-	-	当社代表取締役会長	(被所有) 直接 7.89	-	新株予約権(ストックオプション)の行使 (注)1,2	11	-	-

(注) 1. 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の行使は、2013年9月19日に割り当てられた第6回新株予約権の行使によるものです。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	㈱電通 (注)1	東京都 港区	74,609	広告業	(被所有) 直接 52.83	広告の販売 先 役員の兼任	広告売上 (注)2,3	3,161	売掛金 (注)2,3 未払金 (注)2,3	2,128 16
							資金の貸付(注)4	-		
							資金の回収(注)4	5,063	-	-
							利息の受取(注)4	0		

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません

- (注)1. ㈱電通(2019年当時)は、2020年1月1日付で純粋持株会社に移行し、商号を㈱電通グループに変更しております。
2. 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
広告取引については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。
4. 当社の一部の連結子会社は、㈱電通が導入しているCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に参画しておりましたが、当社が㈱電通のCMSに加入したことに伴い連結子会社と㈱電通のCMS契約は解約しております。貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者と の関係	取引 の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	(株)電通デジタル	東京都港区	442	広告業	-	広告の販売先	広告売上 (注)1,2	4,684	売掛金 (注)1,2 未収入金 (注)1,2	3,850 275
同一の親会社を持つ会社	(株)DAサーチアンドリンク	東京都中央区	400	広告業	-	広告の仕入先 管理業務の 受託	業務受託 料 (注)1,2	22	未収入金 (注)1,2	2
同一の親会社を持つ会社	電通アイソバー(株)	東京都中央区	400	広告業	-	広告の販売先 固定資産等 の賃貸	固定資産 賃貸料 (注)1,2	19	未収入金 (注)1,2	2

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者と の関係	取引 の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	(株)電通	東京都港区	10,000	広告業	-	広告の販売先	広告売上 (注)1,2	2,146	売掛金 (注)1,2 未払金 (注)1,2	1,741 16
同一の親会社を持つ会社	(株)電通デジタル	東京都港区	442	広告業	-	広告の販売先 役員の兼任	広告売上 (注)1,2	3,013	売掛金 (注)1,2 未収入金 (注)1,2 未払金 (注)1,2	3,755 131 118

(注) 1. 上記の取引金額に消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

広告取引については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。

管理業務の受託については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。

固定資産等の賃貸については、賃貸管理業務を行うにあたり連結子会社で発生した実費相当額を基礎に決定しております。

- (ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)
該当事項はありません。
当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
該当事項はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1)親会社情報

(株)電通グループ(東京証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
1株当たり純資産額	921円43銭	1株当たり純資産額	967円47銭
1株当たり当期純利益金額	94円29銭	1株当たり当期純利益金額	70円57銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	93円59銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	70円21銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,139	1,781
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益(百万円)	2,139	1,781
普通株式の期中平均株式数(株)	22,686,372	25,238,995
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	170,896	130,432
(うち新株予約権(株))	(170,896)	(130,432)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要	第7回 新株予約権 1,800個 (普通株式 180,000株) 第8回 新株予約権 2,188個 (普通株式 218,800株) 第9回 新株予約権 3,970個 (普通株式 397,000株)	第7回 新株予約権 1,800個 (普通株式 180,000株) 第8回 新株予約権 2,172個 (普通株式 217,200株) 第9回 新株予約権 3,940個 (普通株式 394,000株)

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	19	19	1.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	195	118	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	24	24	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	208	180	0.9	2022年1月1日～ 2027年3月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	68	27	-	2022年1月1日～ 2024年11月29日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	516	370	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	117	24	13	11
リース債務	17	6	3	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	5,944	11,113	16,321	22,487
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,290	1,924	2,471	3,055
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	693	996	1,372	1,781
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	27.26	39.36	54.34	70.57

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	27.26	12.03	14.95	16.22

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,583	5,114
関係会社未収入金	557	985
関係会社短期貸付金	2,314	3,968
その他	785	804
流動資産合計	9,239	10,872
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	9,037	9,037
繰延税金資産	4	10
その他	3	10
投資その他の資産合計	9,045	9,058
固定資産合計	9,045	9,058
資産合計	18,285	19,931
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	5,966	5,920
関係会社未払金	29	204
役員賞与引当金	8	7
その他	561	87
流動負債合計	6,565	6,220
負債合計	6,565	6,220
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,096	1,111
資本剰余金		
資本準備金	9,911	9,927
資本剰余金合計	9,911	9,927
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	704	2,930
利益剰余金合計	704	2,930
自己株式	0	264
株主資本合計	11,712	13,704
新株予約権	7	7
純資産合計	11,719	13,711
負債純資産合計	18,285	19,931

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,932	-
営業収益	1,360	1,3094
売上高及び営業収益合計	1,292	3,094
売上原価	1,420	-
売上総利益	872	3,094
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,2761	1,2483
営業利益	111	2,611
営業外収益		
受取利息	128	128
受取配当金	17	-
法人税等還付加算金	0	4
投資事業組合運用益	2	-
その他	1	0
営業外収益合計	40	33
営業外費用		
支払利息	12	11
為替差損	4	-
投資事業組合運用損	1	-
自己株式取得費用	-	1
その他	2	0
営業外費用合計	10	3
経常利益	140	2,641
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前当期純利益	140	2,641
法人税、住民税及び事業税	45	16
法人税等調整額	30	6
法人税等合計	14	10
当期純利益	125	2,630

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
業務委託費		56	13.4	-	-
ポイント引当金繰入額		363	86.6	-	-
売上原価		420	100.0	-	-

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,073	1,053	1,053	1,472	1,472	-	3,599
当期変動額							
株式交換による増加		8,835	8,835				8,835
新株の発行（新株予約権の行使）	22	22	22				45
剰余金の配当				381	381		381
当期純利益				125	125		125
分割型の会社分割による減少				512	512		512
自己株式の取得						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	22	8,858	8,858	768	768	0	8,112
当期末残高	1,096	9,911	9,911	704	704	0	11,712

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,135	1,135	1	4,737
当期変動額				
株式交換による増加				8,835
新株の発行（新株予約権の行使）				45
剰余金の配当				381
当期純利益				125
分割型の会社分割による減少				512
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,135	1,135	5	1,130
当期変動額合計	1,135	1,135	5	6,982
当期末残高	-	-	7	11,719

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,096	9,911	9,911	704	704	0	11,712
当期変動額							
新株の発行(新株予約 権の行使)	7	7	7				14
新株の発行	7	7	7				15
剰余金の配当				404	404		404
当期純利益				2,630	2,630		2,630
自己株式の取得						264	264
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	15	15	15	2,225	2,225	264	1,991
当期末残高	1,111	9,927	9,927	2,930	2,930	264	13,704

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	7	11,719
当期変動額		
新株の発行(新株予約 権の行使)		14
新株の発行		15
剰余金の配当		404
当期純利益		2,630
自己株式の取得		264
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0
当期変動額合計	0	1,991
当期末残高	7	13,711

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用第30号 2018年3月30日公表分)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」注記に記載のとおりです。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「法人税等還付加算金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度において、営業外収益の「その他」に表示していた1百万円は、「法人税等還付加算金」0百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	213百万円	- 百万円
営業収益	360	3,094
売上原価	2	-
営業費用	2	220
営業取引以外の取引による取引高	37	30

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度は22%、当事業年度は - %、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度は78%、当事業年度は100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	115百万円	77百万円
役員賞与引当金繰入額	8	7
給料及び手当	86	164
システム使用料	42	3
広告宣伝及び販売促進費	171	-
減価償却費	12	-
支払手数料	16	66
支払報酬	70	62

(有価証券関係)

前事業年度(2019年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式9,037百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式9,037百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 百万円	4百万円
未払費用	5	4
その他	0	1
繰延税金資産小計	5	10
評価性引当額小計	-	-
繰延税金資産合計	5	10
繰延税金負債		
未収事業税	0	-
繰延税金負債小計	0	-
繰延税金資産(負債)の純額	4	10

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.28	0.00
住民税均等割	1.03	0.05
受取配当等永久に益金に算入されない項目	-	30.31
役員報酬	1.69	-
役員賞与引当金	1.87	0.10
評価性引当額の増減額	25.02	-
その他	0.09	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.56	0.40

(収益認識関係)

当社は、2019年1月1日より純粋持株会社に移行いたしました。純粋持株会社移行後の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

なお、純粋持株会社に移行する前の2018年10月1日から2018年12月31日の期間の当社の収益は、主に当社が運営する自社メディアにおいて掲載された広告の収益となります。主な履行義務は、当社が運営する自社メディアに顧客である広告配信事業者の広告を掲載することであり、顧客との契約に基づき、インプレッション課金型広告の場合にはユーザーに広告を表示した時点、クリック課金型広告の場合はユーザーがクリックした時点、成果報酬型広告の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点等で収益及び費用を認識しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
役員賞与引当金	8	7	8	7

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://cartaholdings.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第21期)(自 2018年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年3月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第22期第1四半期)(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2020年5月14日関東財務局長に提出
(第22期第2四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月12日関東財務局長に提出
(第22期第3四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月10日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2020年3月30日に関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 2020年3月1日 至 2020年3月31日) 2020年4月15日関東財務局長へ提出
報告期間(自 2020年4月1日 至 2020年4月30日) 2020年5月15日関東財務局長へ提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月26日

株式会社CARTA HOLDINGS

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 健太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新垣 康平 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CARTA HOLDINGSの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CARTA HOLDINGS及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社CARTA HOLDINGSの2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社CARTA HOLDINGSが2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月26日

株式会社CARTA HOLDINGS

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 健太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新垣 康平 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CARTA HOLDINGSの2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CARTA HOLDINGSの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。